



参 考 資 料

港区防災対策基本条例を踏まえた事業一覧

所管部署別新規・臨時・レベルアップ事業一覧

新規補助金一覧

平成24年度開設予定施設一覧

平成24年度予算編成方針

港区防災対策基本条例

<事業一覧の説明>

【地新】 総合支所で行う地域事業のうち新規事業

【新規】 新規事業

【臨新】 臨時の新規事業

【臨継】 臨時の継続事業

【レベル】 レベルアップ事業

1 港区防災対策基本条例を踏まえた事業一覧

章	節等	項目	所管部	事業名
第2章	区の責務 (第1節)	必要な施策の実施 (管理する施設の安全性の確保) (第4条第1項)	各施設管理部署	エレベーター内閉じ込め対策キット等の整備
				非常用階段避難車の整備
				施設利用者用備蓄食料等の整備
				日射調整フィルムの導入
		必要な施策の実施 (区民等の安全確保) (第4条第1項)	防災危機管理室	家具転倒防止対策等促進事業
				緊急地震速報装置設置助成事業
		環境リサイクル支援部	太陽光発電システム、家庭用蓄電池の設置助成	
			各地区総合支所	災对各地区本部
		防災危機管理室		災害対策本部・各地区本部機能の強化
				災害対応マニュアルの改定
		地域防災計画の実施 (第5条)	防災危機管理室	地域防災計画修正
		区の職員の知識及び技術の習得 (第6条)	みなと保健所	職員の普通救命講習受講の推進
				防災危機管理室
			総務部	職員の防災士資格取得の推進
第3章	防災街づくりの推進 (第1節)	防災街づくり整備指針の策定 (第9条第2項)	街づくり支援部	防災街づくり整備指針改定
			高輪地区総合支所	志田町保育園仮園舎賃借
		街づくり支援部		シティハイツ芝浦建替
				シティハイツ六本木建替
		夕風橋架替		

事業の概要	予算額 (千円)
エレベーターを設置する全ての区有施設にエレベーター内閉じ込め対策キット等を整備します。	14,649
区有施設のうち区役所本庁舎と各地区総合支所庁舎、及び高齢者・障害者施設と区が管理する住宅（いずれも2階層以上の建物）に非常用階段避難車を整備します。	5,404
区民等が利用する区有施設に、原則3日分の飲料水、食料及び簡易トイレ等の防災対策用品を備蓄します。	36,968
区有施設の震災時の窓ガラスの飛散防止や節電対策を図るため、日射調整フィルムを導入します。	17,299
区民を対象として、15,000円程度の家具転倒防止器具等を助成します。	16,744
区民を対象として、緊急地震速報受信装置の設置に要する費用の一部を助成します。	2,117
災害時の大規模停電等に備えた設備の促進を図ります。	49,000
災对各地区本部を設置するために必要な物品等を整備します。	4,734
災害時における被災状況の迅速な把握と区民への速やかな情報提供に向けて、災害対策本部機能の拡充工事、防災行政無線の専用ホットライン（FWA）の増設及び災害時優先電話の再整備を図ります。また、各地区本部の機能を強化するため、地区本部に求められる役割と必要となる機能面の強化等を調査、検討します。	221,289
地域防災計画の修正内容や、災害対策本部・各地区本部機能の強化に向けた検討を踏まえ、平成19年度に策定した港区災害対応マニュアルを改定します。	6,013
東日本大震災の発生により、現在行っている地域防災計画の見直しに向けた調査・検討結果を踏まえ、地域防災計画を修正します。	24,896
AEDの使用方法や心肺蘇生、止血の方法等の普通救命講習について、対象を施設管理者配置職員に新規採用職員を加えて実施します。	280
職員防災訓練を年2回実施します。	13,381
区の職員が、防災に関する知識及び技術を習得し、災害時に迅速かつ的確な行動をとるため、防災士資格の取得を推進します。	3,290
災害に強い街づくりの実現に向け、津波及び液状化の被害想定を行った上で、平成24年度改定予定の「港区地域防災計画」との調整を図りながら改定します。	29,637
既存園舎の耐震性を考慮し、園庭に仮園舎を設置し運営します。	159,348
安心して居住できる住まいと障害者ケアホームを整備するため、実施設計及び建替工事を行います。	353,536
安心して居住できる住まい等を整備するため、基本設計及び実施設計等を行います。	83,263
夕風橋架替工事のうち下部工の施工を行います。	314,336

章	節等	項目	所管部	事業名
第3章	防災街づくりの推進 (第1節)	区が管理する建築物その他公共施設の耐震性及び耐火性の強化 (第10条)	教育委員会事務局	スポーツセンター耐震補強等
			各施設管理部署	什器転倒防止対策工事の実施
		民間建築物等の耐震性及び耐火性の確保、助成 (第11条)	街づくり支援部	建築物耐震改修等促進事業
				建築物建替等促進事業
	浸水等の被害の未然の防止 (第12条)	街づくり支援部 各地区総合支所	透水性舗装事業等	
	啓発活動及び教育の推進 (第2節)	防災に関する知識の普及、 情報提供 (第13条)	各地区総合支所	防災マップ作成
			芝地区総合支所	芝地区の地域性にあった災害対策の推進【地域】
				芝地区事業者向け防災対策の推進【地域】
			麻布地区総合支所	麻布地区防災ネットワーク構築事業【地域】
				麻布地区防災案内事業【地域】
			赤坂地区総合支所	赤坂地区企業等連携防災行動計画支援【地域】
				赤坂地区講演を活用した地域情報の発信【地域】
			芝浦港南地区総合支所	芝浦港南地区ベイエリア防災行動力向上事業【地域】
			各地区総合支所 防災危機管理室	防災知識普及・啓発
			防災危機管理室	防災アドバイザー派遣
	防災危機管理室	防災アドバイザー派遣		
	防災訓練 (第3節)	防災訓練の積極的な実施 (第15条)	各地区総合支所 防災危機管理室	総合防災訓練
	防災住民組織 (第4節)	防災住民組織の育成のため、資器材の供与、研修の実施、防災意識の啓発 (第16条第1項)	各地区総合支所 防災危機管理室	防災住民組織育成・支援
			防災危機管理室	防災住民組織育成・支援
			地域の防災リーダーの育成 (第16条第2項)	防災危機管理室

事業の概要	予算額 (千円)
スポーツセンター利用者の安全・安心を確保するため、耐震補強工事及び天井・床・音響設備改修工事を行います。	192,249
全ての区有施設において、什器転倒防止対策工事を実施します。	14,045
区内の木造及び非木造建築物の耐震化を促進するため、補助率、限度額及び対象要件を見直し、支援制度の拡充を行います。	496,545
区内で個人が居住する戸建て住宅や分譲マンションを対象に、耐震化の推進を図るため、建替工事に係る経費の一部を補助します。	36,000
都市型水害を抑制するため、透水性のある舗装への転換を進めます。	14,740
区民が災害時に適切な行動がとれるよう、地区版の防災マップ（携帯用）を作成し、管内の全世帯へ配布を行うとともに、総合支所の窓口等で配布します。	20,204
「芝会議・まちづくり」部会による防災力向上に向けた取組を支援します。	499
事業者へ地域の一員としての役割を担ってもらえるようセミナーの実施などにより普及啓発を図ります。	3,000
地区内事業者、関係団体と連携して、災害発生時の被害を最小限に抑えるため、帰宅困難者、外国人等への具体的な対応を検討します。	3,800
防災情報の浸透と発災時の混乱予防のため、防災マップ案内板を公園に設置するとともに、災害時に避難所に掲出する帰宅支援マップ等を作成します。	3,000
赤坂・青山地区の企業・教育機関等と連携し、災害時の被災情報等の共有や滞留者誘導・支援等の地域ルールづくり等、事業者間や事業者と行政機関等の「共助」の取組を進めます。	4,988
防災、災害時要援護者登録事業などをテーマとした講演を制作し、地域の希望に応じて講師を派遣します。	300
災害発生時の被害の低減を目指し、地域特性に即した防災に関する情報を提供することにより減災対策に取り組みます。	1,177
「大震災に備えて」、広域避難場所の地図等を作成し配布します。	14,410
防災講演会、防災訓練、防災に関する情報収集のためのアドバイザーを派遣します。	8,750
防災講演会、防災訓練、防災に関する情報収集のためのアドバイザーを派遣します。	再掲
総合防災訓練（地域）を総合支所ごとに年1回（芝浦港南については3回）実施します。	再掲
防災住民組織に対し、D級ポンプ等の装備品の貸与及び資器材の供与等を行います。	32,009
防災学校を運営します。	

章	節等	項目	所管部	事業名
第3章	災害時要援護者に対する施策 (第5節)	高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する施策の推進 (第17条第1項)	保健福祉支援部	ひとり暮らし高齢者等防災用品あつせん事業
				障害者防災用品あつせん事業
			子ども家庭支援部	妊産婦防災用品あつせん事業
	高層住宅等の震災対策 (第6節)	防災に関する計画の策定 (第18条第1項)	防災危機管理室	高層住宅等の震災対策
			芝浦港南地区総合支所	芝浦港南地区ベイエリア防災行動力向上事業【地域】
業務継続計画 (第7節)	事業者の業務継続計画の策定及び検証 (第19条第2項)	産業・地域振興支援部	業務継続計画（BCP）策定支援セミナー	
ボランティアへの支援 (第8節)	活動拠点の提供その他必要な支援 (第20条第1項)	防災危機管理室	災害時のボランティア受入支援	
	ボランティアの育成 (第20条第2項)	高輪地区総合支所	高輪地区地区内大学生の災害時ボランティア活動【地域】	
第4章	応急体制等の整備 (第1節)	救出用及び救助用の機器等の整備 (第21条第1項)	みなと保健所	AED設置施設データ作成
		飲料水、食料その他必要な物資の備蓄 (第21条第1項)	高輪地区総合支所	高輪地区災害時の地区内井戸の活用【地域】
				高輪地区ソーラー蓄電システムほかの設置【地域】
		災害時に的確な情報を周知 (第22条)	子ども家庭支援部 教育委員会事務局	防災危機管理室
	通信施設等維持管理			
	水位・雨量観測システム等維持管理			
	避難 (第2節)	物資の備蓄、機器の整備等 (第24条第2項)	防災危機管理室	備蓄物資整備
				マンホールトイレ整備
	帰宅困難者対策 (第3節)	帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及びその活動への支援 (第28条第1項)	麻布地区総合支所	麻布地区防災ネットワーク構築事業【地域】
			赤坂地区総合支所	赤坂地区企業等連携防災行動計画支援【地域】

事業の概要	予算額 (千円)
災害時要援護者対策として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方で、防災用備蓄品が必要な方に防災用品のあつせんをします。	22,429
災害時要援護者対策として、ひとり暮らしの重度障害者等の方で、防災用備蓄品が必要な方に防災用品のあつせんをします。	6,337
災害時要援護者対策として、妊産婦の方で、防災用備蓄品が必要な方に防災用品のあつせんをします。	6,116
防災住民組織の結成及び防災協議会との連携を進める団体等に対し、専門のアドバイザーを派遣します。	7,000
災害発生時の被害の低減を目指し、地域特性に即した防災に関する情報を提供することにより減災対策に取り組みます。	再掲
区内中小企業向けに、業務継続計画（BCP）の策定に関するセミナーを開催します。	604
区が災害時に受け入れるボランティアの活動を支援するため、必要な物品を備蓄します。	2,603
地域防災力と地域力向上のために、地区内の大学と連携し、大学生を対象に防災に関する講座、訓練等を実施します。	3,885
非常時に、自動体外式除細動器（AED）を利用することができるよう、区内のコンビニエンスストアなど民間施設等を含めた、設置場所のデータを作成します。	6,090
地区内の井戸を飲料水・生活用水として利用できるよう水質・水量等の調査を実施します。	6,068
公園等に整備したソーラーパネルによる蓄電施設を災害時の情報機器の利用等の電源として活用できるよう必要な設備を整備します。	1,996
災害発生時等における児童の安否確認や緊急情報等を連絡するため、保育園、児童館、区立の幼稚園及び小・中学校、放課GO→等の園児・児童の保護者に対し、メールを配信します。また、私立幼稚園に対しても、緊急情報等を配信します。	4,762
防災行政無線（同報系、移動系）等の維持管理及び新設、撤去工事を行います。	181,057
水位・雨量観測システムの管理・運用を行います。	12,819
緊急地震速報装置の区有施設に設置するとともに、システムの管理・運用を行います。	36,959
飲料水、食料等をはじめとする備蓄物資を整備するとともに、避難所での高齢者等の生活を支援するため、新たに簡易ベッドを備蓄します。	126,994
震災時に避難所となる区立の小・中学校における、災害時のトイレ対策を充実するため、マンホールトイレを整備します。	6,398
地区内事業者、関係団体と連携して、災害発生時の被害を最小限に抑えるため、帰宅困難者、外国人等への具体的な対応を検討します。	再掲
赤坂・青山地区の企業・教育機関等と連携し、災害時の被災情報等の共有や滞留者誘導・支援等の地域ルールづくり等、事業者間や事業者と行政機関等の「共助」の取組を進めます。	再掲

章	節等	項目	所管部	事業名
第4章	帰宅困難者対策 (第3節)	帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及びその活動への支援 (第28条第1項)	高輪地区総合支所	高輪地区地区内大学生の災害時ボランティア活動【地域】
			芝浦港南地区総合支所	芝浦港南地区ベイエリア防災プロジェクト【地域】
			防災危機管理室	帰宅困難者対策
		帰宅困難者対策を実施する事業者、学校等への支援 (第28条第4項)	高輪地区総合支所	高輪地区白金高輪拠点防災備蓄倉庫
			防災危機管理室	帰宅困難者対策
			合 計	

※ 【地域】は、総合支所で行う地域事業です。

事業の概要	予算額 (千円)
地域防災力と地域力向上のために、地区内の大学と連携し、大学生を対象に防災に関する講座、訓練等を実施します。	再掲
地域全体の安全確保のため、地域と事業者の連携・協力による地域特性に対応した防災対策に取り組みます。	2,492
駅周辺滞留者対策推進協議会の設立・運営の支援や訓練を行うとともに、30,000人分の帰宅困難者用備蓄物資を整備します。	38,675
平成21年度から食料等の備蓄を独自に実施しています。帰宅困難者等の対策が可能となり、地域の避難所運営が安定化されます。	2,499
駅周辺滞留者対策推進協議会の設立・運営の支援や訓練を行うとともに、30,000人分の帰宅困難者用備蓄物資を整備します。	再掲
-	2,677,683

2 所管部署別新規・臨時・レベルアップ事業一覧

	事業名	所管課	予算額 (千円)	掲載 頁
芝地区 総合支所	【地新】 芝地区地域コミュニティサポートスタッフの養成	協働推進課	1,955	47
	【地新】 芝地区スポーツイベント等とおしたいわき市の子どもとの交流	協働推進課	1,111	47
	【地新】 芝地区高齢者の買い物支援	協働推進課	896	47
	【地新】 芝地区高齢者らくらくウォーキング事業	区民課	2,128	47
	【新規】 神明子ども中高生プラザ管理運営	管理課	53,526	34
	【新規】 神明保育園管理運営	管理課	163,393	34
	【新規】 (仮称) 虎ノ門三丁目集会室管理運営	管理課	2,435	52
	【臨新】 区有施設の防災対策の充実	管理課ほか	71,066	26
	【臨新】 芝地区防災マップ作成	協働推進課	3,358	25
	【臨継】 神明子ども中高生プラザ等建設	管理課	2,808,760	35
	【臨継】 芝公園保育園等改築	管理課	294,345	35
	【臨継】 新橋六丁目公共施設建設	管理課	278,963	52
	【臨継】 神明子ども中高生プラザ等開設準備 神明子ども中高生プラザ等の複合施設開設に向け、 備品等を購入します。	管理課	164,508	—
	【臨継】 芝保育園仮園舎等賃借 芝保育園仮園舎等を賃借します。	管理課	221,550	—
	【レベル】 芝地区いきいきプラザ(3館)管理運営	管理課	239,659	40
麻布地区 総合支所	【地新】 麻布地区協働事業提案制度	協働推進課	375	48
	【地新】 麻布地区防災案内事業	協働推進課	3,000	48
	【地新】 麻布地区みんなと安全安心コミュニティプロジェクト	協働推進課	5,183	48
	【地新】 麻布地区「麻布の絆」活性化事業	協働推進課	833	48
	【地新】 麻布地区地域サロン事業	区民課	1,683	48
	【新規】 有栖川宮記念公園維持管理 効率的・効果的に区民サービスを提供するため、指 定管理者による管理運営を行います。	協働推進課	49,335	—
	【臨新】 日射調整フィルムの導入	管理課ほか	17,299	25
	【臨新】 麻布地区いきいきプラザ(5館)維持補修 大規模改修の必要な南麻布いきいきプラザの劣化診 断を実施します。	管理課	11,097	—
	【臨新】 麻布地区防災マップ作成	協働推進課	5,072	25
	【臨継】 麻布いきいきプラザ改築 仮施設の賃貸借を継続します。	管理課	14,588	—

	事業名	所管課	予算額 (千円)	掲載 頁
麻布地区 総合支所	【臨継】 西麻布いきいきプラザ等改築	管理課	493,566	39
	【臨継】 麻布地区子ども中高生プラザ等建設	管理課	189,267	35
	【臨継】 麻布保育園等建設	管理課	327,450	36
	【臨継】 旧飯倉小学校跡地活用施設整備	管理課	261,100	52
	【レベル】 麻布区民協働スペース管理運営	管理課	2,064	52
総合赤坂 地区支所	【臨新】 赤坂地区防災マップ作成	協働推進課	3,352	25
	【臨継】 南青山二丁目公共施設整備検討 施設建設に向けて、引き続き協議会を開催します。	協働推進課	452	—
高輪地区 総合支所	【地新】 高輪地区災害時の地区内井戸の活用	協働推進課	6,068	50
	【地新】 高輪地区地区内大学生の災害時ボランティア活動	協働推進課	3,885	50
	【地新】 高輪地区歴史・文化資産のデジタルアーカイブ	協働推進課	9,976	50
	【地新】 高輪地区止まり木のある道路づくり	協働推進課	3,142	50
	【地新】 高輪地区ほっとひといき子育て相談	区民課	2,325	50
	【臨新】 高輪地区防災マップ作成	協働推進課	4,484	25
	【臨継】 (仮称) 三田四丁目保育園建設	管理課	99,566	36
【臨継】 志田町保育園仮園舎賃借 志田町保育園仮園舎を賃借します。	管理課	159,348	—	
芝浦港南地区 総合支所	【地新】 芝浦港南地区自転車シェアリング事業	協働推進課	1,000	51
	【地新】 芝浦港南地区ベイエリア防災行動力向上事業	協働推進課	1,177	51
	【地新】 芝浦港南地区ベイエリア防災プロジェクト	協働推進課	2,492	51
	【地新】 芝浦港南地区ベイエリアカレッジプロジェクト	協働推進課	1,150	51
	【地新】 芝浦港南地区MINATOベイエリアウォーク	協働推進課	1,000	51
	【新規】 たかはま保育園管理運営	管理課	90,182	34
	【新規】 (仮称) 港南区民協働スペース管理運営	管理課	989	52
	【新規】 芝浦中央公園維持管理 効率的・効果的に区民サービスを提供するため、指定管理者による管理運営を行います。	協働推進課	33,490	—
	【臨新】 芝浦協働会館維持補修等	協働推進課	9,733	53
	【臨新】 港南子ども中高生プラザ等開設準備 港南子ども中高生プラザ等の複合施設開設に向け、備品等を購入します。	管理課	119,092	—
【臨新】 芝浦港南地区防災マップ作成	協働推進課	3,938	25	
【臨継】 港南子ども中高生プラザ等建設	管理課	2,246,212	36	

	事業名	所管課	予算額 (千円)	掲載 頁
産業・ 地域振興 支援部	【新規】 文化芸術のちから集中プログラム	地域振興課	5,150	53
	【新規】 国際文化紹介事業	地域振興課	1,044	53
	【新規】 港区商品モニター調査支援事業	産業振興課	5,618	43
	【新規】 オーダーメイド経営強化支援事業	産業振興課	3,328	43
	【新規】 小規模事業者経営改善資金融資利子補助	産業振興課	3,301	43
	【新規】 港区観光ボランティア活動支援事業	産業振興課	4,000	44
	【臨新】 大平台みなと荘大規模改修 施設の老朽化に伴い、大規模改修工事を行います。	地域振興課	300,431	—
	【臨新】 文化芸術振興プラン策定	地域振興課	5,796	53
	【臨新】 統計調査係事務室移転 現在の北青山の都有地から、麻布地区総合支所2階へ移転します。	地域振興課	898	—
	【臨新】 港区観光インフォメーションセンター運営	産業振興課	8,491	44
	【臨新】 水辺観光推進事業	産業振興課	700	44
	【臨継】 区内共通商品券発行支援	産業振興課	50,000	44
	【臨継】 商店街変身戦略プログラム	産業振興課	5,500	44
	【臨継】 港区ものづくり・商業観光フェアの開催	産業振興課	27,954	45
	【臨継】 歴史観光資源の活用・促進	産業振興課	1,575	45
	【レベル】 新製品・新技術開発支援	産業振興課	15,737	45
	【レベル】 中小企業リフレッシュ出前相談プロジェクト	産業振興課	12,514	46
【レベル】 融資事業	産業振興課	2,098,581	46	
保健 福祉 支援部	【新規】 ひとり暮らし高齢者等防災用品あっせん事業	高齢者支援課	22,429	24
	【新規】 障害者防災用品あっせん事業	障害者福祉課	6,337	24
	【新規】 重度障害児の日中一時支援事業	障害者福祉課	9,432	38
	【新規】 障害児通所支援事業	障害者福祉課	101,878	38
	【新規】 障害者虐待防止・養護者支援事業	障害者福祉課	900	38
	【新規】 障害者総合相談支援センター事業	障害者福祉課	6,469	38
	【新規】 生活保護受給者等メンタルケア支援事業	生活福祉調整課	6,300	39
	【臨継】 ひとり暮らし高齢者等熱中症予防用品配布事業	高齢者支援課	2,594	39
	【レベル】 コミュニティバス等福祉事業	高齢者支援課	126,631	40
	【レベル】 ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	高齢者支援課	71,676	40

	事業名	所管課	予算額 (千円)	掲載 頁
支援部 保健福祉	【レベル】 いきいきプラザ（16館）介護予防事業	高齢者支援課	112,065	40
	【レベル】 二次予防事業対象者把握事業	高齢者支援課	84,904	41
	【レベル】 ホームヘルプサービス等利用者負担助成	介護保険担当	10,216	41
みなと保健所	【新規】 地域リハビリテーション推進事業	保健予防課	423	39
	【臨新】 AED設置施設データ作成	生活衛生課	6,090	25
	【臨新】 新型インフルエンザ対策行動計画改定等	生活衛生課	509	39
	【臨継】 （社福）恩賜財団母子愛育会附属愛育病院建設支援	生活衛生課	394,680	40
	【臨継】 みなと保健所改築 保健サービスセンター仮庁舎の解体撤去工事を行います。	生活衛生課	22,470	—
子ども家庭支援部	【新規】 妊産婦防災用品あっせん事業	子ども家庭課	6,116	24
	【新規】 緊急連絡体制等の整備	子ども家庭課	1,533	24
	【新規】 子どものための手当	子ども家庭課	3,226,960	34
	【新規】 みなと保育サポート事業	子ども家庭課	42,286	35
	【臨継】 緊急暫定保育施設	子ども家庭課	1,788,578	36
	【臨継】 緊急暫定学童クラブ	子ども家庭課	6,172	37
	【臨継】 私立認可保育所設置支援事業	子ども家庭課	123,164	37
街づくり支援部	【新規】 建築物建替等促進事業	住宅担当	36,000	24
	【臨新】 シティハイツ昇降機設備交換 シティハイツ港南及び車町の昇降機設備交換工事を行います。	住宅担当	152,388	—
	【臨新】 （仮称）三河台公園自転車駐車場整備	土木課	200,038	29
	【臨継】 田町駅西口・札の辻交差点周辺地区のまちづくり	都市計画課	8,092	29
	【臨継】 防災街づくり整備指針改定	都市計画課	29,637	27
	【臨継】 環状2号線周辺地区のまちづくり	都市計画課	10,659	29
	【臨継】 新橋駅周辺地区のまちづくり	都市計画課	6,720	29
	【臨継】 六本木・虎ノ門地区のまちづくり	都市計画課	499	29
	【臨継】 土地利用現況調査	都市計画課	12,443	29
	【臨継】 建築物の高さに関する指定方針策定	都市計画課	7,676	30
	【臨継】 シティハイツ芝浦建替	住宅担当	353,536	27
	【臨継】 シティハイツ六本木建替	住宅担当	83,263	27
	【臨継】 まちづくり支援検討	開発指導課	2,846	30

	事業名	所管課	予算額 (千円)	掲載 頁
街づくり支援部	【臨継】 市街地再開発事業支援 市街地再開発事業（虎ノ門・六本木地区、六本木三丁目東地区、浜松町一丁目地区の3地区）に対し、補助金を交付します。	開発指導課	478,300	—
	【臨継】 夕風橋架替	土木課	314,336	27
	【臨継】 バリアフリー化の計画的な推進	土木課	5,519	40
	【臨継】 公園整備	土木課	238,919	30
	【臨継】 都市計画公園整備	土木課	753,700	30
	【臨継】 児童遊園整備	土木課	47,322	37
	【臨継】 子どもの遊び場づくり	土木課	5,528	37
	【臨継】 台場の新規地域交通の運行	土木課	34,971	52
環境リサイクル支援部	【レベル】 建築物耐震改修等促進事業	住宅担当	496,545	28
	【新規】 特別保護樹木・樹林の指定	環境課	3,246	31
	【新規】 家庭系ごみ量の「見える化」事業	清掃リサイクル課	456	31
	【臨新】 テナントの省エネ取組の推進	環境課	37,365	31
	【臨新】 区有施設低炭素化推進	環境課	7,940	32
	【臨新】 環境影響評価（防風植栽の生育管理の検討）	環境課	5,780	32
	【臨新】 地球温暖化対策地域推進計画の改定	環境課	5,223	32
	【臨新】 港区生物多様性地域戦略策定	環境課	10,164	32
	【レベル】 環境にやさしい行動推進事業	環境課	4,796	32
【レベル】 新エネルギー・省エネルギー機器等助成事業	環境課	105,246	33	
企画経営部	【新規】 区民の声センター運営	区長室	70,451	54
	【臨新】 アジアヘッドクォーター特区構想等の対応	企画課	15,000	29
	【臨継】 田町駅東口北地区公共公益施設整備	芝浦港南地区施設整備担当	1,274,692	31
防災危機管理室	【臨新】 放射能・放射線対策	防災課	20,705	25
	【臨新】 地域防災計画修正	防災課	24,896	25
	【臨新】 災害対応マニュアルの改定	防災課	6,013	26
	【臨新】 災害対策本部・各地区本部機能の強化	防災課	221,289	26
	【臨新】 災害時のボランティア受入支援	防災課	2,603	26
	【臨継】 マンホールトイレ整備	防災課	6,398	27
	【レベル】 帰宅困難者対策	防災課	38,675	28
【レベル】 備蓄物資整備	防災課	126,994	28	

	事業名	所管課	予算額 (千円)	掲載 頁
総務部	【新規】 職員の防災士資格取得の推進	人事課	3,290	24
	【臨新】 施設予約システムの再構築 現在2つある施設予約システムを再構築するため、 新たな施設予約システムの開発等を行います。	区政情報課	98,183	—
	【臨新】 東日本大震災避難者・被災者の臨時職員雇用	人事課	59,381	26
教育委員会事務局	【新規】 緊急連絡体制等の整備	生涯学習推進課	131	25
	【臨新】 教育施設低炭素化推進	庶務課	7,328	32
	【臨新】 スポーツセンター耐震補強等	生涯学習推進課	192,249	27
	【臨新】 港南図書館昇降機設備交換 図書館利用者の安全を確保するため、港南図書館昇 降機の交換工事を行います。	図書・文化財課	10,516	—
	【臨継】 朝日中学校通学区域小中一貫教育校建設	庶務課	467,342	41
	【臨継】 新教育センター整備	庶務課	4,643	42
	【臨継】 学校ICT環境整備	学務課	23,656	42
	【臨継】 国民体育大会の準備	生涯学習推進課	31,988	53
	【臨継】 麻布図書館等改築	図書・文化財課	104,294	54
	【臨継】 旧国立保健医療科学院整備活用	図書・文化財課	9,398	54
	【臨継】 新郷土資料館展示・運営等準備	図書・文化財課	6,863	54
	【臨継】 デジタル教科書本格導入	指導室	22,939	42
【レベル】 緊急連絡体制等の整備	学務課	3,098	28	
【レベル】 放課後児童育成	生涯学習推進課	169,021	42	
区務議会	【レベル】 区議会本会議等の生中継化	区議会事務局	2,328	55

3 新規補助金一覧

(単位：千円)

名 称	概 要	対 象	予算額
小規模事業者経営改善資金融資利子補助	東京商工会議所の経営指導を受けた上で、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金融資を受ける区内小規模企業に対し、金利負担が大きい当初3年間、利子の一部を補助します。	区内小規模企業	3,301
水辺観光推進事業	港区の観光の魅力を高めるため、港区の地域特性を生かし、運河、水辺等を活用した、舟運事業の実施に係る経費を補助します。	港区観光協会	700
障害児通所支援事業	障害児通所施設で食費自己負担金を軽減している事業者に対し、施設負担分の一部を補助します。	施設事業者	697
建築物建替等促進事業	耐震化の推進を図るため、戸建て住宅や分譲マンションの建替工事に係る経費の一部を補助します。	戸建て住宅の個人所有者、分譲マンションの管理組合等	36,000
特別保護樹木・樹林助成	区内の良好な緑を保全するため、特別に保護し、育成すべき樹木等を特別保護樹木・樹林として指定し、樹木の保全に必要な経費の一部を補助します。	特別保護樹木・樹林の所有者	2,500

4 平成24年度開設予定施設一覧

施設名称	開設予定	面積 (㎡)	施設概要
神明いきいきプラザ	平成24年9月	6,150.27	敬老室、トレーニングルーム、集会室、浴室、体育館（いきいきプラザ、子ども中高生プラザ共用）等
神明子ども中高生プラザ	平成24年9月	1,325.16	学童クラブ室（定員40名）、ダンススタジオ、音楽スタジオ、学習室、キッズプレイルーム等
神明保育園	平成24年9月	2,496.72	保育室（定員170名）、一時保育室、遊戯室、ランチルーム、調理室等
たかはま保育園	平成24年12月	2,470.89	保育室（定員163名）、一時保育室、遊戯室、ランチルーム、調理室等

平成24年度予算編成方針

平成23年8月22日
区長 決定

I 区を取り巻く環境

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者、負傷者、行方不明者あわせて2万6千人を超え、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われるとともに、国民生活へも大きな影響を及ぼすことになりました。このような中、現在、被災者や被災地の住民のみならず、国を挙げて東日本大震災からの復旧と将来を見据えた復興への取組が進められています。

我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、上向きの動きをみせているものの、電力供給の制約や原子力災害の影響、急速に進む円高、株価の動向など景気を押し下げる要因も多く、先行きは依然として不透明な状況です。また、平成23年4月から6月の区内の中小企業の景況調査においても、業況が「悪い」と感じている事業者は半数を超え、依然として深刻な状況です。

一方、国は、本年4月に「地域自主戦略交付金」を創設し、平成24年度から、区市町村を対象に補助金の一括交付金化を実施する予定です。また、本年5月2日には、児童福祉施設などの設備及び運営に関する基準の条例委任など、地方自治体の自主性を強化し、自由度を高めるための見直しを図る、地域主権推進一括法等地域主権に関する3法が公布されました。さらに、本年6月30日には、社会保障・税一体改革成案がまとめられ、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実することとしています。

東京都との関係においては、特別区が大都市東京の基礎自治体としてより幅広く地域の事務を担い、区民サービスをより充実させていくという観点から、本年1月には、都区のあり方検討会で検討対象となった444の事務について、東京都と特別区の役割分担の方向付けを終え、今後、具体的な協議を進めていく予定になっています。

区は、こうした社会経済情勢や国・東京都の動向を注視し、今後の区財政に与える影響を的確に見極め、対応していく必要があります。

II 予算編成の基本的な考え方

区の住民基本台帳人口は、平成21年5月に20万人台を回復した後も、着実に増加していますが、東日本大震災の影響により、外国人の転出の動きがみられます。また、歳入の根幹をなす特別区民税収入は、平成22年度決算において、前年度と比較して72億円の減収となり、バブル経済崩壊後、最大の減額幅となった平成6年度を超えることになりました。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は73.2%となり、適正な水準は維持しているものの、前年度と比較して約9ポイントも悪化しています。

平成23年度当初予算における特別区民税収入は、平成22年度決算からさらに25億円の減収となる見込みであり、景気の動向に左右されやすい特別区民税収入の状況は、景気の先行きが依然不透明であることから、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。

一方、区は、これまで実施してきた緊急不況対策や待機児童解消への積極的な対応、高齢者や障害者が安心して暮らせるための取組、地球温暖化防止のための先駆的施策、未来を担う子どもたちのための施設整備に加え、東日本大震災を踏まえた取組として、防災機能強化の観点からの公共施設整備の見直しや、緊急防災対策の再構築、節電の取組、放射能問題への対応など、新たな行政需要に、迅速に対応して行く必要があります。

このような中、区は、現在策定中の新たな財政運営方針で掲げている3つの基本方針のもと、「次世代に過度な負担を残さない取組」、「自主財源の積極的な確保」、「効率的・効果的な予算編成手法の確立」、「不断の内部努力の徹底」、「区財政に関する情報の提供と活用」の5つの具体的な取組を実施し、あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営をめざします。

平成24年度は、区民の生命と財産を守るため安全・安心の確保を最優先事項とし、活力あるまちの実現をめざし、限られた財源を重点施策へ集中的に配分し、時機を逃さず積極、果敢に取り組んでいかななくてはなりません。

これらを踏まえ、平成24年度予算は、

東日本大震災を教訓として、災害に強いまちと安全・安心な区民生活を実現するための予算

として、編成します。

III 予算編成の基本方針

- 1 東日本大震災を踏まえ災害対策等の充実・強化をはじめ、区民の安全・安心を確保する様々な施策を、最優先課題とし、予算化していきます。
- 2 平成20年6月の区長施政方針に掲げた区政運営に関する基本方針、区民とともにめざす6つのまちの姿と区政改革の方向性を踏まえた施策を確実に実施するとともに、その総仕上げに向け、予算化していきます。
- 3 港区基本計画（後期3年）見直し方針との整合を十分図るとともに、計上する事業は着実に推進できるよう予算化していきます。
- 4 区民の参画と協働の積極的な取組により、各種事業が、区民一人ひとりのライフステージに応じたきめ細かなサービスとなるよう、区民生活の実情を的確に把握し、区民の視点に立って創意工夫を図っていくことで、区民生活のすみずみまで目の行き届いた、港区ならではの質の高い行政サービスを提供していきます。
- 5 限られた財源を重点施策へ集中的に配分するため、新規及びレベルアップ事業については、スクラップ・アンド・ビルドの原則を一層徹底し、事業の必要性・効率性・効果性を見極めた上で予算化していきます。また、本年5月に、区民の安全・安心の更なる確保を目的に全ての事務事業について行った、「事務事業の見直し調査結果」を踏まえ、事業の統廃合や事業手法の見直しを確実に行うとともに、既存事業の再構築を進め、より優先度・重要度の高い事業を重点的に予算化していきます。
- 6 今後のいかなる社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、港区ならではの施策を将来にわたり安定的に推進していくため、「最少の経費で最大の効果」の基本原則を踏まえ、後年度負担にも十分配慮するとともに、人件費の圧縮、経常的経費の節減などの不断の内部努力を徹底していきます。

港区防災対策基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策について基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策及び復興対策に関する基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 区民 区内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 区民等 区民及び区内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (6) 防災住民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が区民等の安全を確保するという公助の考え方に基づき、区、区民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われなければならない。

第2章 区、区民及び事業者の責務

第1節 区の責務

(区長の基本的責務)

第4条 区長は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、及び防災体制を整備しなければならない。

2 区長は、防災対策を行うに当たり、国、東京都（以下「都」という。）及び他の区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、防災住民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携及び協力に平常時から努めなければならない。

(地域防災計画の実施)

第5条 区長は、法第42条第1項の規定により作成された港区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施するものとする。

(区の職員の責務)

第6条 区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

第2節 区民の責務

(区民の責務)

第7条 区民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、地域の住民の安全の確保に努めなければならない。

2 区民は、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
- (2) 家具の転倒の防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水、食料等生活必需品の備蓄
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- (7) 防災に関する知識及び技術の習得

3 区民は、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めるととも

に、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、防災住民組織等との連携を図りつつ、地域における自主的な防災対策活動に協力するとともに、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、災害時において、従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。)対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めなければならない。

第3章 予防対策

第1節 防災街づくりの推進

(災害に強い街づくりの推進)

第9条 区長は、道路、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備、土地利用の誘導等の施策を通じて、災害に強い街づくりを総合的に推進するものとする。

2 区長は、災害に強い街づくりを総合的に推進するため、防災街づくり整備指針を策定するものとする。

3 区長は、前項の指針の策定に当たっては、地域防災計画との整合性に配慮しなければならない。

(公共施設の安全性の確保)

第10条 区長は、その管理する建築物その他の公共施設の耐震性及び耐火性を強化し、その安全性を確保するものとする。

(民間建築物等の安全性の向上)

第11条 区長は、区内に存する民間建築物等(公共施設を除く建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の耐震性及び耐火性の確保並びに落下物の防止のため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

2 区長は、前項の目的を達成するため、民間建築物等の所有者等に対し必要な助成を行うことができる。

(風水害対策)

第12条 区長は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策に努めなければならない。

第2節 啓発活動及び教育の推進

(防災に関する知識の普及及び情報の提供等)

第13条 区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民等の防災に関する知識及び意識の向上に努めなければならない。

(防災教育の推進)

第14条 区長は、教育委員会が実施する学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災住民組織、消防団等が実施する防災教育に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第3節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第15条 区長は、防災住民組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 防災住民組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 区長は、前2項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めなければならない。

第4節 防災住民組織

(防災住民組織の育成)

第16条 区長は、防災住民組織の育成のため、資器材の供与等、研修の実施、防災に関する意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 区長は、防災住民組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダー（防災住民組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めなければならない。
- 3 区長は、防災住民組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が、相互に連携を図り、補完し合うことにより、区内で被災した区民等に対して必要な活動を一体的かつ効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

第5節 災害時要援護者に対する施策

（災害時要援護者に対する施策）

第17条 区長は、高齢者、障害者等で災害時において特に援護を要するもの（以下「災害時要援護者」という。）に対する施策を推進するよう努めなければならない。

- 2 区長は、災害時要援護者に対する施策を推進するに当たり、必要があると認めるときは、警察署、消防署、町会、自治会、民生委員等に協力を求めることができる。

第6節 高層住宅等の震災対策

（高層住宅等の震災対策）

第18条 高層住宅等の居住者等は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、協力して防災に関する計画を策定するよう努めるとともに、救出、避難等に必要な用具について協力して備蓄するよう努めなければならない。

- 2 高層住宅等の建築主等は、前項の規定による備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。
- 3 区長は、高層住宅等の震災対策を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第7節 業務継続計画

（業務継続計画）

第19条 区長は、災害発生後における区民の生活の安定を図るため、区における業務継続計画（災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。以下同じ。）を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。

- 2 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

第8節 ボランティアへの支援

（ボランティアへの支援）

第20条 区長は、災害時において、ボランティアが区内で被災した区民等に対する支援活動を円滑に行うことができるように、活動拠点の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 区長は、都、公共的団体等との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

第4章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

（応急体制の整備）

第21条 区長は、災害時における避難活動及び救援活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、都、防災住民組織、防災関係機関、事業者等との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 救出用及び救助用の機器等の整備に関する事。
- (2) 飲料水、食料その他避難生活に必要な物資の備蓄等に関する事。
- (3) 緊急輸送に関する事。
- (4) 避難所に関する事。
- (5) 道路上の障害物の除去に関する事。
- (6) 医療救護に関する事。

（情報連絡体制の整備）

第22条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに災害時に的確な情報を区民等及び事業者に対し周知する方法を確立しなければならない。

- 2 区長は、災害時に地域の被災状況を速やかに把握するため、区民等及び事業者に対し災害に関する情報の提供等必要な協力を求めることができる。

（他の地方公共団体等との協定の締結等）

第23条 区長は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者に対し災害時に迅速かつ

的確に協力を要請するため必要があると認めるときは、あらかじめ当該他の地方公共団体、公共的団体又は事業者と協定を締結するものとする。

- 2 区長は、大規模な災害が発生した場合には、前項の協定を締結していない公共的団体及び事業者に対し、応急対策等に関する支援を要請することができる。

第2節 避難

(避難所の設置等)

第24条 区長は、災害時における地域の活動拠点として、必要があると認めるときは、港区立小学校及び中学校その他の区有施設等に避難所を開設しなければならない。

- 2 区長は、前項の避難所を災害時における地域の活動拠点として活用するため、平常時から物資の備蓄、機器の整備等に努めなければならない。
- 3 区長は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の責任者及び関係者、町会、自治会、防災住民組織、防災関係機関、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。

(代替施設の確保)

第25条 区長は、災害の規模その他の状況により、前条第1項の避難所の使用が困難な場合に備え、事業者等との連携を図りながら協力を得て、避難所の機能を一時的に代替する施設を確保するよう努めなければならない。

(避難誘導方法の確立等)

第26条 区長は、あらかじめ、防災関係機関との連携を図り、災害時に区民が避難所及び広域的な避難場所に安全に避難するために必要な避難路の確保に努めるとともに、避難誘導の方法を確立し、区民、防災住民組織等に周知しなければならない。

第3節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備等)

第27条 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時において安全に帰宅することができるよう、あらかじめ家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めるものとする。

- 2 帰宅困難者は、災害時に自己の安全の確保に努めるとともに、地域における救援活動を行うよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策の実施)

第28条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携を図り、必要な措置を講ずるとともに、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及びその活動に対して、必要な支援を行うものとする。

- 2 区長は、災害時に他の地方公共団体、防災関係機関、事業者、前項の帰宅困難者対策を推進するための団体等との連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供等を行うよう努めなければならない。
- 3 区長は、帰宅困難者対策のため、国、都、防災関係機関、事業者、学校等に対し一時受入れ場所の確保、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資及び避難誘導用具の備蓄並びに情報連絡体制及び避難誘導體制の確立を求めることができる。
- 4 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定により帰宅困難者対策を実施する事業者、学校等に対し必要な支援を行うことができる。

第5章 復興対策

(復興対策)

第29条 区長は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等との連携を図り、速やかに被災した地域の復興に努めなければならない。

- 2 区民、事業者等は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、相互に協力し、被災した地域の復興に努めなければならない。

(復興体制の確立)

第30条 区長は、震災により区内に重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため必要があると認めるときは、港区震災復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部に関し必要な事項については、別に条例で定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

発行番号 23160-5871

平成二十四年度（二〇一二年 度）

港 区 予 算 概 要

港 区